

関係各位

契約課長

## 印刷物製造における低価格落札対策の制度改正について

### 1 趣旨

当市においては、印刷物のダンピング抑止のための低価格落札対策として平成20年4月より印刷物を製造請負と位置づけ、130万円超の入札案件のみならず40万円超の随意契約（見積合わせ）案件についても最低制限価格制度を導入し、印刷物の品質確保と適正な業務履行の確保、ひいては地場印刷業者の健全経営、人材確保、技術継承に貢献するものとして取り組んでまいりました。

制度導入から10年以上が経過し、改めて制度の現状を精査した結果、30万円超40万円以下の案件の落札率が他と比較して低い傾向にあることから、何らかの対応が必要と判断し、最低制限価格制度の適用範囲を拡大するとともに、印刷物に関する入札制度を見直すこととしました。

つきましては、契約課で発注する印刷物について次の施策を講じることにします。

### 2 改正の内容

#### ① 最低制限価格制度の適用範囲の拡大

予算額40万円超となっている最低制限価格制度の適用範囲を予算額30万円超に拡大します。

#### ② 入札制度の適用拡大

最低制限価格を設定する予算額30万円超の案件については、指名競争入札にて発注します。

※予算額30万円超130万円以下の案件を見積合わせから指名競争入札に変更します。

#### ③ 積算内訳書の提出（試行）

改正後の入札にあたっては、確実かつ適正な業務履行の確保を図ることを目的に落札者に対し積算内訳書の提出を求め、適確な積算がなされていることを確認することとします。

なお、この措置は2年間試行するものとし、その後の取組みについては別途判断します。

#### ④ 印刷機の保有状況調査の定期的な実施

現在不定期に実施している印刷機の保有状況調査については、毎年1回以上調査（実地・書面）を実施することとします。

### 3 施行期日

①～③については令和3年4月1日から、④については令和3年1月1日から施行します。

なお、③の積算内訳書提出の試行期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとします。

以上